

Q



中小企業のM&Aに関して、株式を対価としたM&Aを促進する税制が新たに創設されたとのことなのですが、詳しい内容を教えてください。

A



(1)株式交付制度を用いたM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が創設されました。詳しい内容は以下をご確認ください。

●改正概要●

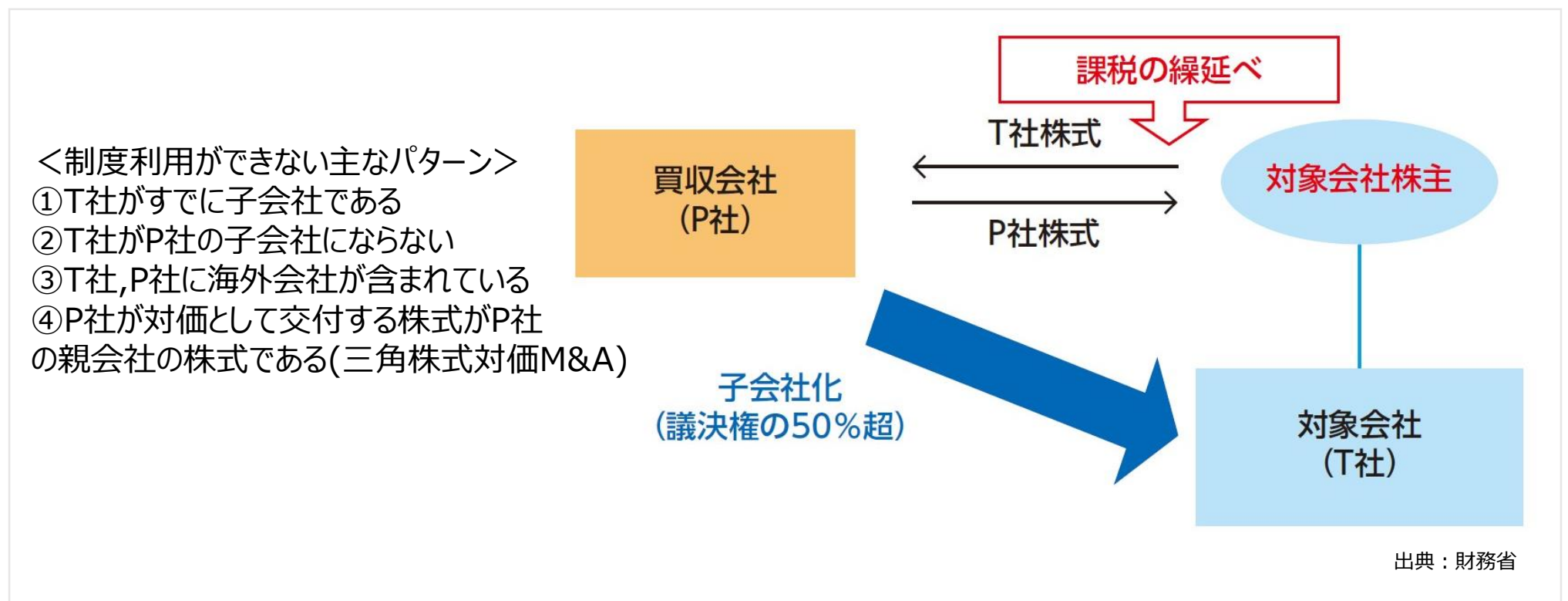
株式対価M&Aを促進するための措置の創設

対象会社株主である個人及び法人が会社法の株式交付制度により、対象会社株式を譲渡し、買収会社（株式交付親会社）の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が講じられます。

(注) 自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価は、金銭等が20%以下であるものに限って認められているが、課税の繰り延べが適用されるのは株式交付親会社の株式に対応する部分のみ。

(1)株式交付制度

株式交付とは、買収会社(以下P社とする)が対象会社(以下T社とする)をその子会社とするためにT社の株式を譲り受け、T社の株式の対価としてP社の株式を交付することを言う。(下図)



令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用

POINT



既存の制度である株式交換は株式の全部取得による完全子会社化が必要でしたが、株式交付では子会社化する限りでの部分取得が可能になりました。子会社株式の追加取得は不可能となっていますのでご注意ください。